

延岡市認知症高齢者等見守り支援（見守りシール）事業実施要綱

（事業の目的）

第1条 延岡市認知症高齢者等見守り支援（見守りシール）事業は、認知症等により徘徊行動がみられる高齢者（以下「認知症高齢者等」という。）の親族又はその他の支援者（以下「介護者等」という。）に対して、見守りシールを交付し、認知症高齢者等の安全確保の仕組みを整えることにより、介護者等の精神的負担等の軽減を図り、もって認知症高齢者等の在宅福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「見守りシール」とは、介護者等が登録した連絡先等の情報を携帯電話等で読み取ることのできる二次元バーコードが印字されたシールであって、認知症高齢者等の衣服、靴その他持ち物（以下「衣服等」という。）に貼るものをいう。

2 この要綱において「徘徊行動」とは、認知症高齢者等が行き先を告げないまま自宅等を離れ、一定期間の間自宅に帰宅せず、行方が分からなくなる状態のことをいう。

（事業の内容）

第3条 本事業にて実施する認知症高齢者等の安全確保の仕組みとは、見守りシールにより認知症高齢者等が徘徊した際の早期保護等につなげるためのものであって、次に掲げる事項ができる仕組みとする。

- (1) 認知症高齢者等を発見した第三者が、見守りシールに印字された二次元バーコードを携帯電話等で読み取ること、その介護者等と通信ができること。
- (2) 市職員がインターネット等を通じて、認知症高齢者等を発見した第三者と介護者等の通信状況等を閲覧できること。

（申請者の要件）

第4条 事業を利用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、延岡市内に居住する認知症高齢者等を現に介護する介護者等のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 認知症高齢者等と同居している親族
- (2) 認知症高齢者等と別居している親族のうち、延岡市内に住所を有する者
- (3) 認知症高齢者等を支援している介護支援専門員又は地域包括支援センター職員
- (4) 前3項に掲げる者に準ずると市長が認めた者

（利用の申請等）

第5条 申請者は、延岡市認知症高齢者等見守りシール利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、申請にあたっては、発見時の連絡者として登録する者3名（申請者本人を含む。）の同意を事前に得ておかななければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合には、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、その旨を延岡市認知症高齢者等見守りシール利用決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（見守りシールの交付）

- 第6条 市長は、前条第2項の規定により利用決定をした場合には、初回の決定時に限り見守りシールを無償で交付するものとする。
- 2 見守りシールは、市長が定める予算の範囲内で交付するものとする。

（関係機関への情報提供）

- 第7条 市長は、事業の実施に際し、必要が生じたときには、利用決定を受けた申請者及びその対象者の情報を、必要な範囲に限り、警察等の関係機関に提供することができる。

（申請者及び対象者の遵守事項）

- 第8条 利用決定を受けた申請者及び認知症の方本人（以下、「対象者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 見守りシールを対象者の衣服等に貼ること。
 - (2) 見守りシールを他人に譲渡し、又は販売しないこと。
 - (3) 見守りシールを改ざんしないこと。
 - (4) 見守りシールを事業の利用以外に使用しないこと。

（変更等の届出）

- 第9条 利用決定を受けた申請者は、第5条の申請書に記載した内容に変更が生じたとき、又は事業の利用を辞退しようとするときは、延岡市認知症高齢者等見守りシール申請内容変更・利用辞退届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（利用の取消し）

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を取り消すことができる。
- (1) 申請者が虚偽の申請によって事業の利用決定を受けたとき
 - (2) 申請者が、第8条各号に掲げる遵守事項に違反したとき
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が事業の利用の必要が無いと認めたとき
- 2 市長は、前項の規定により事業の利用を取り消したときは、延岡市認知症高齢者等見守りシール利用取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（委任）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。